

やまがた移住者ネットワーク会員規則

(名称及び事務所)

第1条 本組織は、やまがた移住者ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称し、事務所は山形市鉄砲町二丁目19番68号に置く。

(趣旨)

第2条 アフターコロナの時代には、移住者、兼業・副業人材、二拠点活動者などと地域や企業が連携して課題解決や付加価値の向上に取り組むとともに、いきいきと安心して生活できる豊かで持続可能な社会を構築していく必要がある。このため、移住者や地元関係者がネットワークを立ち上げ、やまがた移住者ネットワーク会員（以下「会員」という。）同士の交流や情報交換、山形県での暮らしに関心を持つ者との交流を行うとともに、山形県やくらすべ山形が実施する移住・定住事業のサポートを通して人材の移住、交流、定着の好循環を促進していく。

(目的)

第3条 会員同士の交流や情報交換、山形県での暮らしに関心を持つ者との交流を行うことにより、山形県への移住促進や移住後の定住・定着の応援、サポートにつなげていくことを目的とする。

(活動内容)

第4条 本組織は、前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動を実施する。

- (1) 交流会をはじめとする各種イベントの企画・運営
- (2) くらすべ山形が行うイベント等への応援・協力
- (3) その他本組織の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 会員は、ネットワークの趣旨に賛同する次の(1)～(6)に該当する方又は団体とする。

- (1) くらすべ山形が主催する移住者交流会や首都圏U I ターンなどの各種イベントへの参加協力者又は参加協力団体
- (2) 地域おこし協力隊又は地域おこし協力隊OB
- (3) 県外から県内へ移住された方又は移住を希望されている方
- (4) 他県を本拠地として山形県で活動されている方
- (5) 移住者支援や移住者と協力して事業を行っている県内在住の方又は県内の団体
- (6) その他やまがた移住者ネットワークの趣旨に賛同される方又は団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとする方は、入会申込書を事務局あてに提出するものとする。

(会費)

第7条 会費は無料とする。但し、交流会等の参加費用は、別途徴収する。

(退会)

第8条 会員は、退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 本人との連絡が2年以上とれないとき

(役員)

第9条 本組織には、次の各号に掲げる役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査役 1名

(役員の仕事)

第10条 会長は、本組織の活動を総理し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、本組織の出納事務を担当する。
- 4 監査役は、本組織の業務及び財産の状況を監査する。

(役員を選任)

第11条 会長、副会長の選任は、会員から立候補及び推薦された方の中から総会において選出する。

- 2 会計は、事務局の中から会長が指名する。
- 3 監査役は、全会員の中から選出する。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、第11条により補充することができる。この場合において、補充された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(総会)

第13条 本組織の総会は、会員を持って構成し、毎年1回開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時に総会を開催することができる。

- 2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 会則、事業等の改廃
 - (2) 事業計画並びに収支予算及び決算
 - (3) 本組織の解散
 - (4) 役員を選任及び解任
 - (5) その他本組織の運営に関し重要な事項
- 3 本会の会議は、会長が招集する
 - 4 総会の議長は、会長がこれに当たる。
 - 5 本会の会議は、出席者の過半数で決議する。

(役員会)

第14条 役員会は、会長及び副会長をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員のうち2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
- 3 役員会は、会長が招集する。
- 4 役員会は、総会の決議した事項の執行に関する事項及びその他総会の決議を要しない業務の執行に関し、議決する。
- 5 第13条第2項に定める事項につき、急を要するものについては、役員会で議決の上執行し、会長は、これを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(役員解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) その他解任に相当する事項が認められるとき。

(事業報告書及び決算)

第16条 会長は、毎事業年度終了後6か月以内に事業報告書、収支決算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第17条 この組織の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第18条 本組織の事務局は、くらすべ山形に置く。

(会計)

第19条 本組織の経費は、くらすべ山形からの移住事業協力金をもって充てる。

- 2 本組織の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会員資格の抹消)

第20条 本会会員が次の各号に該当することになった場合は、役員会の議決を経て登録を抹消することができる。

(1) 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。

(会則の変更)

第21条 この会則の改正は会員がこれを発議し、総会において出席会員の2分の1以上の賛成を必要とする。

(その他)

第22条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和3年11月14日から施行する。